

出させるものとする。

- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。

- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要がある場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたとときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行